

瀬戸田中学校生徒指導規程

令和5年度版

1 目的

この規程は、尾道市立瀬戸田中学校生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図るとともに、個々の特性を活かしつつ、集団生活や社会生活を円滑に進めていける資質や能力の向上を図るために、生徒指導に対する必要な事項を定めたものである。

2 学校生活に関すること

(1) 服装

① 冬の服装（10月～5月）

ア 男子

- ・学校規定の学生服上下（学生服は、プラスチックカラー、縫い込みのタイプのどちらでも良い。
- ・ベルトは必ず着用し、色は黒・紺・こげ茶の単色とし、華やかな装飾のないものとする。
- ・学生服の下は、カッターシャツを着用する。シャツ出しは服装違反とする。
- ・ベスト、セーターは、黒・紺・グレー・ベージュとする。
- ・セーターは、袖から出さない。制服の上着からはみ出ない。

イ 女子

- ・学校規定の制服（上着：ブレザー スカート）
- ・スカート丈は、膝の中心程度とする。
- ・膝立ちをして、スカートの裾が床に触れる長さとする。
- ・上着の下は、カッターシャツ着用とする。（カッターシャツにはボウタイをつける。）
- ・ベスト、セーターは、黒・紺・グレー・ベージュとする。
- ・セーターは、袖から出さない。制服の上着からはみ出ない。

② 夏の服装（6月～9月）

ア 男子

- ・学校規定のストレートズボン（冬のズボンに準ずる）に、白のカッターシャツ。
※ただし、長袖カッターシャツを着用する場合は、腕まくりをしない。
- ・シャツはズボンの中に入れ、ベルトが完全に見えること。

イ 女子

- ・学校規定のスカート（冬のスカートに準ずる）に、白のカッターシャツ（ボウタイはつけなくてよい）
※ただし、長袖カッターシャツを着用する場合は、腕まくりをしない。

*衣替えについては、気候等で判断し、移行期間を設けて指示する。完全移行後は、必ず上記の規定を守る。

③ その他

ア 靴下

- ・男女とも靴下は白色もしくは黒色とし、ワンポイントは可とする。
- ・くるぶしソックスは、くるぶし保護のために不可とする。（くるぶしが完全に隠れること）
- ・冬の服装において、スカートの下に黒タイツを着用してもよい。ただし、防寒効果がない薄さ（肌が透けている薄さ）のものや、レギンス（足首までのもの）等は不可とする。また、運動時はタイツの上から靴下を着用する。

イ 靴

- ・男女とも全て白色のランニングタイプの運動靴。(靴の裏が、土ふまずがえぐれており、平面でないもの)
- ・ひもは、白色とする。
- ・上履きは学校指定のものとする。

ウ ウインドブレーカー・手袋・ネックウォーマー

- ・ウインドブレーカーは学校指定のものとする。
- ・ネックウォーマーは白、ベージュ、黒、紺、グレーの単色無地とする。
- ・手袋は、高価、派手でないものとする。
- ・原則校舎内での着用は禁止とする。
- ・教室内では、ロッカーに収納する。
- ・マフラーは禁止とする。

エ かばん

- ・通学かばんは、学校指定のものとする。
- ・通学かばんに入りきらない時に限り、サブバックを可とする。(サブバックは白、黒、紺、グレーで華美でないもの。)
- ・マスコット類はつけない。(防犯ブザーは別とする)

オ 名札

- ・本校規定のもの

カ 下着

- ・必ず着用する。
- ・白、ベージュ、黒、紺、グレーの単色。(下着代わりのTシャツは可とする。絵、字、文字等が写らないもの。)

キ 着こなし

- ・冬服のボタンは全部留める。夏服の場合は、ボタンを一つ外すのは可とする。

④ 指導・対応

ア 朝会で、頭髪・服装点検を実施。

イ 服装違反については、1回目は職員室で指導の上で即直させる。

- ・ボウタイの忘れについては、貸し出し、または購入させる。
- ・名札がない場合は、紙名札をホッチキスで胸につける。
- ・かばんにマスコット等をつけてきた場合は、不要物として学校で預かる。
- ・腰パン、スカートを折ってスカート丈が短い場合は、その場で指導し直させる。
- ・1日に複数回指導した場合は、別室で指導し、その日のうちに保護者に連絡。

※ 指導した場合は、担任に連絡し担任が回数を把握する。

(2) 頭髪

①男女とも中学生らしく清潔にする。入試に対応できる頭髪とする。

②男女共通して、染色・脱色はせず、自然な髪型とする。パーマ・そりこみ・ソフトモヒカン・ツブブロック・アシンメトリー等、変形はしない。

③ 整髪料は使用禁止とする。

④ 眉毛を細く剃ったり、剃り落としたりしない。

ア 男子

- ・前髪は、前におろして、目にかからない長さにする。
- ・横は耳にかからない。
- ・後髪は、襟にかからない。
- ・サイドと頭頂部とのバランスを整える。※刈り上げと長髪部分が自然になるようにする。

イ 女子

- ・前髪は、前におろして、目にかからない長さにする。
- ・後髪は、襟が隠れないこと。
- ・ヘアピン（黒・紺・茶）は両サイドのみで、髪を固定するのに必要な本数のみ使用可とする。
- ・長い場合は、黒・紺・茶・のゴムで後ろ（耳を結んだ線の下）で1つまたは2つに結ぶ。

⑤ 指導・対応

- ア 朝会で、頭髪・服装点検を実施。
- イ 違反の場合は、その場で直せるものは直させる。
- ウ 必ず家庭に連絡（家庭訪問が望ましい）して、理美容院へ行くように指導する。
※期間は、1週間以内とする。
- エ 朝会で点検後、次の週に正門での点検を行う。
- オ 茶髪を見つけた場合は以下の指導を行う。
 - ・事実確認を行う。
 - ・別室で指導し、保護者に連絡した後、翌日までに染め直す。
 - ・染め直すまで教室にあげず、別室で課題に取り組む。
 - ・色落ちした場合は、期限を決め、保護者と協力して直させる。

(3) 欠席・遅刻・早退等

① 欠席

- ・欠席するときは、保護者が学校へ連絡する。
- ・保護者から連絡があった場合は、欠席調査表（職員室・ホワイトボード）に名前と理由を記入。
- ・8時20分に、副担任が生徒下駄箱を確認して、不在者を欠席調査表に記入し、不在生徒宅に電話で確認する。
- ・登校次第、欠席調査表に登校時間を記入する。

② 遅刻

- ・登校は8時15分までに教室内の所定の位置に着席しておく。
（5分前行動を指導する）
- ・8時20分朝学活で、担任が遅刻者の確認を行う。その時点で着席していない者を遅刻とする。副担任が生徒下駄箱で、不在者を確認し、欠席調査表に不在者名を記入。
- ・副担任が家庭に確認の連絡を入れる。
- ・遅刻者は、職員室に登校した旨を報告した後、教室に上がる。
- ・授業においては、理由なく授業開始後5分以内の場合を授業遅刻、5分以上の場合を授業エスケープとする。

③ 早退

- ・学校から保護者に連絡をした上で早退させる。

④ 保健室の利用

- ア 保健室は、体調不良の生徒が一時休むことによって、体調が回復するまでの緊急時に利用するものとする。
 - ・先生の許可なく保健室に入らない。
 - ・保健室での休養は、原則1時間（60分）を限度とする。
 - ・体調が回復しない場合は、保護者に連絡し、迎えに来てもらう。（なお、保護者と連絡が取れない場合は、この限りとしなくて学年等で対応する）
- イ 利用の仕方については、以下のとおりとする。
 - ・体調不良の者は、保健室に来室する。
 - ・先生が付き添えない場合は、「保健室利用カード」を持たせる。
 - ・体調回復後は、授業者に、養護教諭から渡された連絡票を渡して、授業に復帰する。
 - ・休憩時間に保健室を利用し、授業時間にかかる場合は、必ず所在を明らかにしておく。

⑤ 指導・対応

ア 欠席

- ・保護者との連絡を必ず取り、生徒の居場所を確認しておく。(生徒からの連絡を受けるだけでなく、必ず保護者と直接連絡を取り合う)
- ・居場所が確認できない場合は、必要に応じて関係機関と連携して、生徒を探す。
- ・欠席が2日続いた時は、家庭訪問を行う。

イ 遅刻

- ・遅刻してきた授業・学活で事情を聞き、その場で指導する。(朝会・集会等で遅刻した場合は、クラスの最後尾に並び、会終了後指導する。)
- ・週2回遅刻した場合は、保護者に連絡し、家庭での指導を要請する。
- ・保護者の連絡もなく(無断で)、12時過ぎて登校した場合は、別室で反省文を書き、授業に参加する。
- ・繰り返される場合は、保護者に来校を求め、一緒に指導する。

ウ 早退

- ・必ず保護者と直接連携の上で早退させる。

エ 保健室の利用

- ・先生の指示に従わない場合は、別室で学習指導・反省指導を行わせる。

オ 授業遅刻・エスケープ

- ・授業者が点呼を取った後、教室にいない生徒を職員室に連絡する。必ず所在を確認し、授業を進める。
- ・職員室に残っている教師で生徒を探し、教室に入れる。
- ・見つけても指導に従わない場合は、(6)の対応に従う。
- ・授業遅刻を行った場合、反省文を書かせて学年部で指導する。

(4) 登下校

① 登校

- ア 始業時間は8時20分。8時15分には着席し、提出物を所定の場所に提出しておく。

② 下校

- ア 下校時間は、年間を通して17時10分とする。臨時時程の時は、別途指示をする。

- イ 部活は、下校時刻20分前に終了し、速やかに下校する。

③ 自転車通学

- ア 自転車での通学を希望する者は、学校に自転車通学許可願を提出し、学校が許可する自転車であれば、自転車で通学することができる。必ずヘルメットを着用し、あごひもを確実に締めること。

イ 許可する自転車

- ・車種は普通自転車とし、セミアップハンドル、一文字ハンドルは可とする。
- ・スタンドは、両立式、チェーンケース付き、荷台付きとする。
- ・ミッションは内装とする。
- ・改造車(色も含む)は、認めない。

④ 登下校時の注意事項

- ア 登下校は、指定された通学路を通り、必ず正門より出入りする。

- イ 道路交通法に従い、交通ルールや交通マナーを守る。

- ウ 店や遊戯場への出入りを禁止する。買い食いは禁止する。

- エ 寄り道をしないで、まっすぐ帰宅する。

- オ 大騒ぎをしながら帰らない。特に民家の前では留意する。

⑤ 指導・対応

ア 下校

下校遅刻した場合は、1日部活動停止とし、部単位で奉仕活動をする。

イ 自転車通学

ノーヘルや道路交通法違反については、違反回数によって、以下のように指導する。なお、違反回数は1年間持ち越すものとする。

- ・1回目は、見つけたその場で指導し、担任に報告する。担任・学年部から厳重注意。担任は、自転車違反の記録簿に記録しておく。(記録簿は生徒指導主事が保管する)
- ・2回目は、1回目同様の指導をした後、反省文を書かせて厳重注意。保護者に連絡。記録簿に記録する。
- ・3回目は、学校にて自転車を1週間預かる。担任・学年部・生徒指導主事の指導の後、自転車を生徒に返す。
- ・4回目以降は、保護者来校のもと指導を行う。更に続くようだと、自転車通学の許可を取り消すこともある。

(5) 不要物

- ① 携帯電話の校内への持ち込みは、原則禁止とする。家庭の事情等で、持ち込みが必要な場合は、登校時に職員室で担任に預ける。(下校時に、返却する)
- ② ゲーム機、音響機器、遊具、雑誌、アクセサリ、菓子等、学習に不要なものは、校内への持ち込みを禁止する。
- ③ 不要物を許可なく校内に持ち込んだ場合は、その場で学校が預かる。

④ 指導・対応

ア 生徒が不要物を校内で所持していた場合は、その場で預かる。

イ その後の指導は、以下の通りとする。

- ・本人に事情を聞き、反省文を書かせる。
- ・携帯電話については、家庭に連絡し、本人と一緒に来校を要望し、学校にて状況を説明、家庭での指導を求めたのち、保護者に返却する。
- ・その他の不要物については、家庭に連絡し、家庭での指導を求める。(返却は、保護者に直接渡すものとする)

(6) 授業妨害・指導に従わない・暴力行為 等

- ① 校内では、先生の指示、指導に、素直に従う。特に授業では、他の生徒の迷惑にならない行動を取らなければならない。

② 指導・対応

ア 授業妨害(授業の妨げになる行動)もしくは教師の指示に従わない生徒が出た場合は、以下の通りとする。

- ・授業者もしくは、生徒が職員室へ連絡する。(隣の教室で気づいた場合は、直ぐに駆けつける)又は、生徒を職員室に連れて行く。
- ・職員室で連絡を受けると、空いている教員を中心に該当生徒を別室につれて行き、落ち着かせる。
- ・その後、学年部を中心に指導を行う。

(落ち着きを取り戻さない場合は、保護者に連絡する。)

(更に、対教師暴力・器物損壊の行為をした場合は、即刻警察に連絡する)

- ・本人の反省が深まる(非を悟り謝罪する)まで、別室で学習指導と反省指導を行う。
- ・本人が納得した上で授業者と話し合いの場を設け、謝罪と二度としないことを約束させる。
- ・家庭に連絡する。(家庭訪問が望ましい)

- (7) 対教師暴力
- ・直ちに別室で指導する。
 - ・被害教師は、病院で診察を受ける。(必要に応じて診断書を取る)
 - ・警察に連絡すると同時に保護者に連絡する。場合によっては、関係機関(警察)と連携し、事件として扱う。
 - ・保護者の同意を得て、反省ができるまで、別室で学習指導と反省指導を繰り返す。
- (8) 落書き・器物損壊
- ・事件発覚後直ぐに事実を確認し、写真で記録をとる。
 - ・加害生徒に名乗り出るよう呼びかけて、犯人が分からない場合は、生徒指導主事が中心になって該当学年・学級で調査を行う。
 - ・加害生徒が見つかった場合は、指導・反省を行わせる。
 - ・悪質な場合は、「対教師暴力」に準じた指導・対応を行う。
 - ・事故、あるいは悪意のない場合は、先ず本人に修理をさせる。修理できない場合は、弁償させる。
 - ・保護者に連絡し、再発防止の指導を家庭に求める。
- (9) 生徒間暴力
- ・当事者を別の場所にて、事情聴取した上で、事実確認する。
 - ・負傷した場合は、病院で受診させる。
 - ・事実確定後、関係の保護者を来校させ、状況、指導方針を報告する。
 - ・関係機関(警察)に連絡すると同時に保護者に連絡する。場合によっては、関係機関(警察)と連携し、事件として扱う。
- 加害者に対して
- ・反省が深まるまで指導を行う。反省がない場合は、別室にて学習指導と反省指導を行う。
 - ・保護者に対して、被害者宅を訪問し謝罪することを促す。(その場合は、担任も同行する)
- 被害者に対して
- ・心理的な不安を取り除くよう対応する。(必要に応じてカウンセリングをすすめる)
 - ・再発防止策、そのための指導を示し安心感を与える。
- (10) 不登校
- ・休みが気になりだした段階で、生徒指導部に報告し、スクールカウンセラーとともに今後の対応を検討する。
 - ・定期的な家庭訪問を行う。
 - ・カウンセリングを継続し、スクールカウンセラー会議で対応を検討しながら指導を行う。
 - ・別室教室を設置し、学校への登校を呼び掛ける。
- (11) 怠学
- ・関係機関と連携をとる。
 - ・保護者と連携して、指導にあたる。
- (12) いじめ(SNS等も含む)による問題行動
- ・いじめ(SNS等も含む)等の問題行動が起きた場合は、事実確認、当事者(家庭)への指導をすみやかに行う。生徒間暴力等の事案と同様に、加害者、被害者への指導を解決まで丁寧に行う。場合によっては、尾道市教育委員会と連携するだけでなく、関係機関(警察)と連携し対応を求めるなど、学校だけで処理をしない。
- (13) 毎日の校内生活
- ① 挨拶
- ・HR、授業の開始時には「お願いします」、終了時には「ありがとうございました」とお願いする。感謝の気持ちをこめて挨拶をする。(挨拶の前は、気をつけの姿勢を取る)
 - ・委員会、部活動、清掃時等、学校内の活動のあらゆる場面で実施する。
 - ・悪い時は、やり直す。

- ② 職員室への出入りでは、次のようにする。
 - ・入室前に、挨拶、名前、用件を言う。
「〇年〇組の〇〇です。〇〇先生に〇〇の用があってきました。」
 - ・退室時には、内側を向いて「失礼しました。」と大きな声で言う。
 - ・出来ていない生徒は、やり直しをする。
 - ・用事のない生徒は、職員室に入らない。
 - ・職員室内の物（教師の机上の物）を触らない。
 - ・用事のある生徒のみ、入室できる。
 - ・定期試験の前後1週間をはじめ、生徒のプライバシーに関する事務をする期間は、生徒の入室禁止期間となる。なお、入室禁止期間は、職員室扉にその旨掲示する。
 - ・入室禁止期間に教師に用があるものは、教師が廊下で対応する。
 - ・職員室内では、言葉遣い等、教師と生徒の関係を意識した言動をとる。
- ③ 他学年の階へは行かない。
- ④ 他学級の教室には勝手に入らない。(誰もいない教室には入れない。)
- ⑤ 他人の物に勝手に触れない。
- ⑥ エアコン、扇風機・ミストシャワーの使用は、先生の指示に従って使用する。
- ⑦ 校舎内の器物を壊した場合は、直ちに担任に届けること。故意に施設備品を破損した場合は、本人が弁償する。
- ⑧ 持ち物には名前を明記し、自分で責任を持って保管すること。
 - ・荷物は机の中に入れ、通学かばんは、机の右横に掛ける。
 - ・置き勉強道具（略称：置き勉）、体育館シューズ、水筒等は、ロッカーに入れる。
(置き勉してよいもの…実技教科の学習用具。5教科で認められた学習用具。)
 - ・サブバックは、ロッカーの上に置く。
- ⑨ 水筒の中身は、水、お茶のみとする。ペットボトルは学校に持ち込まない。
- ⑩ 校内は右側通行とし、走らない。
- ⑪ 昼休憩にボールを利用する場合は、担当委員に届け出る。

(14) 部活動

- ① 生徒は全員、いずれかの部に所属し活動する。
 - ・原則1年間は同じ部活動に参加すること。
 - ・年度途中での部活動の変更は、変更前後の顧問、担任の許可がいる。
- ② 他の部の用具を勝手に使用しない。また、他の部の活動場所に勝手に入らない。
- ③ 部活動は、各部が定めた服装で活動すること。運動部は、制服での活動は認められない。
- ④ 練習は顧問の指示に従って行うこと。(生徒のみで、勝手な練習は出来ない)
朝練習は、月曜日・木曜日・金曜日とする。
朝練習は、7:20以降に職員室で部室や体育館の鍵を借りに来ること。7:15までは校舎内に入らないこと。
- ⑤ 部室使用の決まりを守る。
 - ・貼り紙の禁止
 - ・私物を置かない
 - ・整理整頓し、清潔に使用する。
- ⑥ 対外試合では、瀬戸田中学校の代表として参加するので、中体連の規程を守るとともに、普段から瀬戸田中学校生徒としてふさわしい言動を行うこと。
- ⑦ 指導・対応
 - ア 上記の事に違反があった場合は、練習停止や練習時間の短縮、奉仕活動を行う。
 - イ 特に生徒指導上の問題が継続している生徒、瀬戸田中学校の代表としての自覚に欠ける生徒については、対外試合への参加は認めない。

3 校外生活

(1) 外出

- ① 外出するときには、家族に行き先、帰宅時間を伝えて出ること。
- ② 生徒だけの外泊は禁止とする。
- ③ 生徒だけの夜間外出(8時以降)は、禁止とする。(習い事・塾は、これにあてはまらない。)
- ④ 自転車に乗る場合はヘルメットを必ず着用すること。
- ⑤ カラオケボックス、ゲームセンター等の娯楽場へは、保護者同伴とする。
(なお、夜間の出入りは禁止とする。)

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。